

# 特定非営利活動法人 虹の翼 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 虹の翼という。

### (事業所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県佐伯市宇女島 10361 番地 2 に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、佐伯市の地域住民に対して、保健・福祉・アンチエイジングの推進、社会教育健全なまちづくりの推進、環境の保全、情報化社会の発展・経済活動の活性化等に関する事業を行い、地域住民が安全且つ安心して、生き生きとして暮らせる、福祉の充実した地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑦ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑧ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑨ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者、障がい(児)者の福祉課題に関する調査活動と啓発事業
- ② 福祉推進のための人材育成等の事業
- ③ 海岸、道路、公園等、生活環境美化保全事業
- ④ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、介護予防訪問介護事業、介護予防訪問入浴介護事業、夜間対応型訪問介護事業、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護事業、介護予防小規模多機能型居宅介護事業、及び配食サービス事業
- ⑤ 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、地域生活支援事業(相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム)
- ⑥ 児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業
- ⑦ 広報機関紙発行事業

⑧ その他前各号に掲げる事業の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進上の社員とする。

① 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

② 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

③ 特別会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員として理事会において推薦された個人又は団体。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者はその旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 特別会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承認を以って会員となる。

3 理事長は、第1項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

① 死亡したとき。団体にあたっては、解散したとき。

② 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じなかったとき。

③ 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

① この定款に違反したとき。

② この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員

#### (役員の種類別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事3人以上7人以内。
  - ② 監事1人以上2人以内。
- 2 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
  - 3 理事及び監事は、兼任することはできない。
  - 4 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
    - ① 理事長 1名
    - ② 副理事長 1名
    - ③ 専務理事 1名
  - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3等親以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3等親以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### (理事の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を分担して処理する。
- 5 理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

#### (監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は大分県知事に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を求め、必要により理事会の招集を求めること。

#### (役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者の残存期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 3 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によりこれを解任することができる。

但し、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に決める。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び活動予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び活動決算
- ⑥ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第44条において同じ) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨ 事務局の組織及び運営
- ⑩ その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があった

とき。

③ 第14条第4号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定によって監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会においては、精会員数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における書面表決等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむ得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、次条第1項第3号、第47条及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(会議の議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

① 日時及び場所

② 正会員の現在数

③ 出席した正会員数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

④ 審議事項

⑤ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑥ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名

押印をしなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、議会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事をもって理事会を構成する。

(理事会の機能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と定めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第14条第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は、電子メールをもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長等)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由の為理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 事業に伴う収益
- ⑤ 財産から生じる収益
- ⑥ その他の収益

(資産の管理)

第38条 その法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第41条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表、及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(事務局・顧問の設置等)

第46条 この法人の事務を処理する為、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く

3 事務局長及び職員は理事長が任命する

4 理事は事務局長を兼職することができる

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める

6 この法人は、顧問を置くことができる。顧問は当法人に寄与し、学識のあった人物を理事会で選任する

7 監事は、この法人の事務局長及び職員を兼ねることができない

## 第8章 定款の変更、解散、合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。



- ① 総会の決議
  - ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - ③ 正会員の欠亡
  - ④ 合併
  - ⑤ 破産手続開始の決定
  - ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員の総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、決定した同業の事業にかかわる特定非営利活動法人もしくは地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 雑則

(公告)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報においてこれを行う。ただし、貸借対照表の広告については、この法人の掲示場に掲載して行う。

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

### ①正会員

入会金	500円	会費年額	1000円
-----	------	------	-------

### ②賛助会員

入会金	500円	会費年額	1000円
-----	------	------	-------

- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第4項の規定にかかわらず、次に

掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日とする。

理事長	田中	努
副理事長	長谷	慎士
理事	後藤	好美
理事	竹永	真澄
理事	伊賀	逸子
専務理事	田中	房江
監事	井上	清三

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。

#### 附則

この定款は平成30年6月1日から施行する。

ただし、第51条の広告については、平成30年10月1日から施行する。